

退職者のカードローン口座のお取扱いについて

カードローン口座のご利用につきましては、カード資金取引規定により、警視庁、警察庁、宮内庁、皇宮警察本部及び各外郭団体等にお勤めの現職組合員様に限定しており、職域を退職する際は口座を解約するようお願いしております。

今般、当組合では、退職された皆様でカードローン口座の解約手続きがお済みでない場合、順次口座閉鎖手続きをさせていただくことといたしました。

退職者でカードローン口座をお持ちの方は、特に手続きは必要ありませんのでご承知おきくださるようお願い申し上げます。

なお、カードローン用のキャッシュカードをお持ちの場合は、お手数ですが細断等により破棄いただくようお願い申し上げます。

【問合せ先】

警視庁職員信用組合 融資部

TEL 03-3591-0627